

## 募集要領

### (1) 概要

1. 目的 長引くコロナ禍の中でウィズコロナ・アフターコロナに向けた新たな販路開拓に取り組む会員等事業所に対し、販売促進活動費の一部を支援することで経済の活性化を促進することを目的とする。

### (2) 申請要件

1. 対象者 近江八幡商工会議所会員事業所（県内）、近江八幡市内（安土町除く）の会員でない事業所

1 法人または1個人事業主あたり1回のみ申請可。複数事業を営んでいる場合も申請は1回となります。

2. 対象要件と支援額 販路開拓に取り組むための広告宣伝費10万円以上（税抜）の費用に対し一律10万円。（10万円未満の取組は対象外）

3. 対象事業 ウィズコロナ・アフターコロナに向けた新たな販路開拓のために実施するウェブサイト作成や更新、チラシ、DM、カタログの外注や発送、新聞、雑誌、インターネット広告、看板作成、設置など販売促進活動（広告宣伝）の取り組み

4. 対象経費 支援対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②対象期間内に発注し、支払いまで完了した経費
- ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

#### 経費の内容

○広告宣伝費（ウィズコロナ・アフターコロナに向けた新たな販路開拓のために実施するものに限る）

### (3) 申請手続きについて

1. 申請受付期間 令和3年9月15日（水）～令和3年10月8日（金）  
2. 事業実施期間 令和3年5月20日（木）～令和3年12月28日（火）  
3. スケジュール 募集 → 締切（10月8日） → 交付決定（10月下旬）

→ 事業終了（12月28日） → 実績報告（1月31日）

→ 支援金交付（2月下旬）

4. 提出方法 郵送（10月8日当日消印有効）、持参

5. 提出書類

- ・申請書 様式第1号
- ・事業計画書 別紙1
- ・支援対象経費積算明細書 別紙2
- ・誓約書 別紙3
- ・近江八幡商工会議所会員でない方は定款または登記簿謄本等（個人事業主の場合は、確定申告書、開業届等）の写し
- ・本人確認書類の写し（代表者のもの）  
下のいずれか一つを添付してください。  
運転免許証、パスポート、保険証等の書類、マイナンバーカード等
- ・申請書等は当所ホームページよりダウンロード出来ます。

6. 審査・採択&交付決定 当所内で厳正なる審査を行い、10月下旬頃に採択&交付決定・不採択通知を応募者の皆様に郵送にて通知させていただきます。

7. 加点対象項目 当所会員・特別会員の方については、審査の上で加点対象となります。（令和3年10月8日時点で会員の方）  
・中小企業（別表に基づく）の方については加点対象となります。

### (4) 実績報告について

1. 実績報告書 令和4年1月31日（月）までに当所宛にご提出ください。  
提出書類等詳細については採択者のみにお知らせ致します。

### (5) 支援金支払について

1. 支援金支払い 支援金の交付は、支援事業終了後の精算払いとなります。

### (6) その他

1. その他
- ・ 支援金申請に関する記載事項および関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合または記載事項が虚偽であった場合は支援金の一括返済を求める場合があります。
  - ・ 近江八幡商工会議所が必要と認めた場合、追加書類の提出を求める場合があります。

#### 中小企業者の要件

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種 ②～④除く	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下